

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	保険医等に対する連帯納付命令	
根拠法令・条項	国民健康保険法第65条第2項	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<input checked="" type="radio"/> 設 定 • 設定できない • 基準を公開できない 保険医等が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該保険医等に対し、保険給付を受けた者に連帯して徴収金を納付すべきことを命ずることができる。	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	• 聴 聞 • 弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の納付を命じる」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	